第22回関西圏国家戦略特別区域会議京都府 提出資料





2019年9月26日 京都府

国家戦略道路占用事業 エリアマネジメントに係る道路法の特例 【サイクルポート設置によるロードバイク競技者等の賑わい創出】

森の京都「京丹波」の「道の駅なごみ」において、道路法の特例(道路占用許可基準の緩和※)の活用により、道路空間を利用したサイクルポートやオープンカフェ等を設置し、自転車競技やサイクリングを楽しむ方等の利便性を図り、地域の賑わい創出を実現する。

※余地要件(当該道路敷地以外に適切な場所がないこと)の適用を除外

■実施主体 一般財団法人和知ふるさと振興センター(京丹波町)

■実施内容 自転車駐車器具の設置 オープ・ンカフェ・露店の設置 レンタルサイクルの設置

■運営開始 2019年度内



